



# 拓北・あいの里地区社協ニ通信

拓北・あいの里地区社会福祉協議会  
会長 渡邊 寛

この広報欄は赤い羽根共同募金の支援を受けています

No 66

令和4年 6月 1日

**4月4日(月)と5月11日(水)に社協常任理事会が行われ、  
令和4年度総会は書面方式としました。**



コロナは下げ止まり感があります。  
基本対策を継続しましょう。

## ■ 総務部より ■

・ 令和4年度総会は書面形式で実施 ー見野光会長から渡邊寛会長へー

3月の新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置解除後も北海道の感染対策レベル2を脱しない状況のため、総会は書面表決方式としました。 5月20日締切の表決結果は下記のとおりです。

報告事項	賛成	反対
1 令和3年度事業報告	92	0
2 令和3年度決算報告	92	0
3 令和3年度会計監査報告	92	0

(総会員数109、提出数92)

議案事項	賛成	反対
1 令和4年度事業計画(案)	92	0
2 令和4年度予算(案)	92	0
3 規約改定(案)	92	0
4 会長選任(案)※	92	0

見野光会長の一身上の都合による退任に伴う渡邊寛新会長の選任が承認されました。※  
見野前会長は令和元年8月の会長代行就任に続き令和3年度から会長を務められました。  
渡邊新会長は新しい常任理事に高崎正則さんと住友節子さんを選任しました。

・ 北区社協、北区第2地域包括支援センターの拓北・あいの里地区担当の方々が代わりました

4月と5月の常任理事会で新任の行政・福祉支援機関の方々からご挨拶をいただきました。

- ・ 北区社会福祉協議会事務局長/佐藤朋紘様
- ・ 同 事務局次長/佐竹勝寿様
- ・ 同 地区担当/黒牧由子様
- ・ 同 第2層生活支援コーディネーター/村井田美弥様
- ・ 北区第2地域包括支援センター副センター長/照井伸洋様
- ・ 同 地区担当/大西遼様

・ 電話福祉相談を、毎週月・水・金曜日(祝祭日以外)の

10時から12時まで受け付けています。

電話番号は778-0778です。



5月11日(水)の  
常任理事会の様子

## ■ ふれあい交流部より ■

・ 4月14日(木)のひまわりクラブは地区センター和室に3組6名の親子さんが集まりました。  
昨年12月以来の久方ぶりの集まりでした。

・ 4月20日(水)はパレス会館での「すこやか倶楽部」のお手伝いとして参加しました。  
会員14名中女性5名が参加し、はつらつ簡単体操などを行いました。

・ 5月のひまわりクラブは中止し、6月以降は一応開催を予定しますが、新型コロナウイルスの感染状況によって開催の可否を判断し、その結果を地区センターに掲示します。

## ■ 地域ケア部より ■

・ 3月例会は、18日(火)18:30-20:00、終活シリーズ第四回「あれから27年、神戸の500日」をテーマに、柴田登(拓北・あいの里地区民生委員児童委員)さんをゲストに行いました。参加者は13名。  
1995年1月17日早朝に起こった阪神淡路大震災の復旧工事の経験と、2018年9月6日の胆振東部地震の際の対応経験にもとづき、福祉と防災は一体として考える必要のあること、民生委員は地域にあって欠くことのできない寄り添い人であること、等を気づきとしてお話しいただきました。

・ 4月例会は、15日(火)18:30-20:00、終活シリーズ第五回「ケアマネが見た拓北あいの里の十年」をテーマに、若狭敬志(愛心館相談センターレイル、主任介護支援専門員)さんをゲストに行いました。参加者は20名。介護支援専門員(ケアマネジャー)は、介護保険法(大事なことは自立支援)に従い、要介護認定を受けた利用者に対し、介護、療養、生活等に関して、相談、調整、代書、事務等をおこなう役割を担う者であるが、実際にはそれ以外にも医療、お金、住みかなど、いろいろな相談を受けていることが報告されました。

【→裏につづく】

- ・ **5月例会**は、17日(火)18:30-20:30、「オンラインサロン体験」を行いました。参加者は8名。参加者同士、人生譚・職業歴・関心事・近況・趣味などの話題や質問で楽しく交流するオンラインサロンの体験会です。初めて体験する方が多かったようですが、いつもより時間を30分超過するほど、ウクライナ・ロシアの時事問題や、楽しかった旅の思い出、仕事上のエピソードなどで盛り上がりました。この体験を重ね、地区社協の他の事業のオンライン化に結び付けていくことが出来ればと考えます。

## ◆6月例会のご案内◆

### 6月14日(火)18:30-20:00 「オンラインサロン体験Ⅱ～Zoomでできるあれこれ」

地域ケア部部員、ケア施設町内会会員にはメーリングリストでZoomアクセス情報をお知らせします。その他の方はケア施設町内会事務局・長谷川までメール hasepy55@gmail.com でお問合せ下さい。

## ■ボランティア企画部より ■

- ・ 部会で「困ったときすぐに連絡先が分かるリスト」が欲しいという声がありました。A4版1枚に日常生活であったら便利な連絡先のリストの作成を検討しています。介護保険、家の住み替え・相談、子育て、障がい、食生活、医療救急相談、緊急事態、等々・・・どこに聞いたらいいかわからない時、そばにあると助かるものを目指しています。今後精査をしながら作業を進めてまいります。

\*\*\*\*\*

## 社会福祉協議会って何？ どんなことをやっているの？

あらためてこれらの問いに答えるべく、今回と次回の2回に分けて連載します。

### ●社会福祉協議会の位置づけとその歴史～初代会長は渋沢栄一～

富国強兵が進められていた1903(明治36)年、全国慈善大会が大阪で開催、全国的連絡組織「日本慈善同盟会」の設立が決定された。これがのちの「中央慈善協会」、全国社会福祉協議会の前進です。1908(明治41)年10月7日、中央慈善協会の発会式が東京麹町の国学院講堂で催された。初代会長には渋沢栄一が就任し、発会式では協会設立趣意書が発表されました。

社会福祉協議会は民間団体又はボランティアによる組織ですが、社会福祉法において、『地域福祉の推進を図ることを目的とする団体』として位置付けられています。この通称『社協』は全国、都道府県、市町村、地区に設置されており、メインとして活動しているのが都道府県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会になります。

社会福祉協議会は1951年の社会福祉事業法(現：社会福祉法)に規定され、社会福祉事業の計画・実施、福祉に関する活動への住民参加のための援助などが挙げられた背景があります。

2000年の社会福祉法の成立に伴って、社協は地域福祉の推進における、中心的な役割を持つ組織として位置づけられました。

### ●社会福祉協議会の事業とその活動について～住民参加による地域福祉活動、地域づくりの推進

#### 1 交流の場や居場所づくり

地域を拠点に、住民である当事者とボランティアの方々が協働で企画し、内容を決め、共に運営していく仲間づくりを目的とした活動。高齢者を中心としたサロンだけでなく、障害のある人のサロン、子育てサロン、引きこもりの人が参加しやすいサロンなど、多様な居場所づくりを実施している。

#### 2 見守り活動

小地域を単位とし、高齢者や障害者一人ひとりに近隣の人々が見守り活動や援助活動を展開する取り組み。電気・ガス・水道事業者・新聞販売店・生協・地域の商店などと連携した活動も広がっている。

#### 3 住民主体の生活支援サービス

日常生活の困りごとに対応する、住民同士による支え合いの活動。定額の利用料を設定し、有償で行われる場合が多い。配食サービス、移動サービス、掃除や草むしり、電球交換、小規模修繕のお助けサービスなど多岐に渡っている。

#### 4 当事者組織の立ち上げ・支援

同じような境遇にいる人たちが集い、悩みを分かち合いながら解決に向かう為に支え合っていく組織で一人親家庭の会や家族介護者の集い、引きこもりの家族会、障害者の当事者グループなど、悩みによる孤独感などを防ぐ目的などで開かれている。

#### 5 住民の活動拠点づくり

誰でも気軽に立ち寄れる活動拠点づくり。ボランティアグループや当事者組織、サロン、子供食堂などの活動場所としても活用され、福祉の相談窓口の機能を持っている事などがある。

※「KIDS SYSTEM 子どもの発達と教育ホームページ」より転載

以下、次号に続く・・・